

発大監第 25 号
平成 29 年 2 月 22 日

大山町長 森田増範様
大山町議会議長 野口俊明様

大山町監査委員 後藤 洋次郎
大山町監査委員 西山 富三郎

平成 28 年度定例監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項及び第 7 項並びに大山町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

第 1. 監査の要領

- 1 監査の種類 平成 28 年度定例監査
- 2 監査の期間 平成 29 年 1 月 26 日（木）
- 3 監査した者 監査委員 後藤 洋次郎 監査委員 西山 富三郎
- 4 監査対象部署 観光商工課・大山町地方創生本部事務局・企画情報課
- 5 監査に立ち会った職員、団体の職・氏名
観光商工課課長 持田隆昌 観光商工課課長補佐 山下佳恵
大山町地方創生本部事務局局長補佐 福留弘明
大山町地方創生本部事務局局長補佐 大黒辰信
企画情報課長 井上 龍
- 6 監査場所 大山町御来屋 328 番地 大山町議会委員会室

第 2. 監査実施内容

平成 25 年度の定例監査において、企画情報課及び水道課が行った委託業務に係る随意契約について、平成 26 年度の定例監査において、総務課、中山支所総合窓口課、福祉介護課、社会教育課、農林水産課、地籍調査課が行った委託業務に係る随意契約について、それぞれ監査を実施したところであるが、本年度の定例監査については、前 2 回の定例監査で実施していなかった観光商工課及び大山町地方創生本部事務局の随意契約について監査を実施したほか、随意契約

の回数、金額が多い企画情報課についても平成 25 年度に引き続き監査を実施した。なお、各課に業務委託に係る資料の提出を依頼した後、町長から平成 28 年 11 月 4 日付けで特定非営利活動法人大山中海観光推進機構（以下、「大山王国」という。）との契約についての事務執行監査の要請があり、すでに監査を実施し、報告済みであるため、今回の定例監査においては、大山王国以外の随意契約について、監査を実施した。

第 3. 監査結果

- 1 平成 27 年度及び平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日の間に各課が行った契約で、50 万円以上の委託業務契約で 1 社からの見積だけで随意契約をしているものは別表 1 から 3 のとおりである。
- 2 地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり（地方自治法第 234 条第 2 項）、随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定によって認められた場合にのみ行うことができるとされており、また、大山町財務規則第 124 条では、随意契約をしようとするときは原則 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない旨規定されているところであるが、別紙 1 から 3 に示したように多数の契約において、1 社だけの見積による随意契約が行われている。
- 3 別紙 1 から 3 に示した契約の中には、公募型プロポーザル方式により業者を選定した上での契約や指定管理業者との契約など 1 社に絞って随意契約をした理由が明確でかつ相当と認められるものがあり、これら以外の契約について、担当課から随意契約の理由、1 社だけしか見積書を徴しなかった理由等について聴取するなどして監査を実施した。
- 4 監査の結果、ほとんどの契約については、随意契約をした理由、1 社だけしか見積書を取らなかった理由に概ね合理性が認められるところであり、特に指摘するような点は見当たらなかったところであるが、中には、例えば、大山参道新複合商業施設事業性検討調査など複数の業者から見積書を取ることが可能であったのではないかとの疑問が残る契約も認められるところである。

【監査意見】

随意契約に関して平成 25 年度の定例監査、平成 26 年度の定例監査、平成 28 年 12 月に実施した事務執行監査において、指摘事項あるいは監査意見を示したところであり、これら指摘事項あるいは監査意見を踏まえ、より公正・公平な契約となるよう努められたい。